

財務省令第十二号

不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十六年法律第二百二十四号）の施行に伴い、保証団体となるための認可を申請する際の添附書類及び保証業務を廃止する際の届出に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年三月七日

財務大臣 谷垣 禎一

保証団体となるための認可を申請する際の添附書類及び保証業務を廃止する際の届出に関する省令等の一部を改正する省令

（保証団体となるための認可を申請する際の添附書類及び保証業務を廃止する際の届出に関する省令の一部を改正する省令）

第一条 保証団体となるための認可を申請する際の添附書類及び保証業務を廃止する際の届出に関する省令（昭和三十九年大蔵省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「法人登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(通関業法施行規則の一部改正)

第二条 通関業法施行規則(昭和四十二年大蔵省令第五十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約(TIR条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約(TIR条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行規則(昭和四十六年大蔵省令第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「法人登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(ATA条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行規則の一部改正)

第四条 物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(ATA条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行規則(昭和四十八年大蔵省令第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「法人登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。